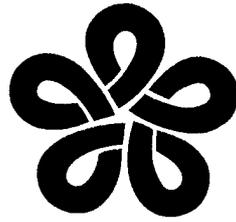


令和6年度

第1回日本語指導担当教員等指導力向上研修

実施要項



令和6年7月10日（水）

義務教育課

1 目的

日本語指導が必要な児童生徒が増加している学校の実態を踏まえ、日本語指導担当教員の役割や指導方法等について知識等を習得させるとともに、教育委員会における支援体制の充実を図る。

2 場所

福岡県教育センター（福岡県糟屋郡篠栗町高田268）

3 対象

- (1) 市町村（学校組合）（指定都市を除く。以下同じ。）立小・中学校及び義務教育学校に在籍する日本語指導加配教員
- (2) 日本語指導加配教員が在籍する市町村（学校組合）教育委員会の日本語指導担当者
- (3) 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村（学校組合）立小・中学校及び義務教育学校の日本語指導担当教員で参加を希望する者のうち、学校長から参加を命じられた者
- (4) 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村（学校組合）教育委員会の日本語指導担当者で参加を希望する者のうち、所属長から参加を命じられた者
- (5) 各教育事務所の日本語指導担当指導主事

4 日程及び内容

第1回 令和6年7月10日（水）

ねらい	日頃の日本語指導や支援に関する課題を見出し、解決するための授業や支援策を構想する。	
13:20	受付	
13:30	開会行事・説明	
14:15	実践発表 「日本語指導の方法と授業づくり」	筑豊教育事務所 指導主事 小林 朋子
15:10	講評・講義 「授業づくり及び支援体制の在り方」	福岡市立百道中学校 指導教諭 原田 徳子
16:30	グループ協議・演習 「モデル授業づくり」	義務教育課 指導主事
16:40	質疑・応答	
	閉会行事	

第1回から第2回までの期間

各自、第1回で構想した授業や支援策を実践し、成果と課題をまとめる。

第2回 令和6年10月22日（火）

ねらい	実践から得た成果と課題をグループで報告し合い、互いの授業づくりや支援方法に活かす。	
13:20	受付	
13:30	開会行事・説明・移動	
15:30	グループ協議 「各学校における取組報告」「支援としてできること」	義務教育課 指導主事
16:30	講評・講義 「授業づくり及び支援体制の在り方」	福岡市立百道中学校 指導教諭 原田 徳子
16:40	質疑・応答	
	閉会行事	

5 持参物

【第1回】

- ① 第1回実施要項(当日分)
 - ② 講話資料
 - ③ 名札(各所属で使用しているもの)
 - ④ 協議会資料(日本語指導加配教員及び日本語指導担当教員の方のみ)
 - (ア) 日本語基礎に関する内容で、指導の参考としている書籍等
 - (イ) 日本語と教科の統合学習に関する教科用図書や指導書等
- ※グループ協議・演習の際に使用します。第1回研修後から第2回研修の期間で実践予定の内容を含むもので、(ア)(イ)のいずれかをご持参ください。

7月5日(金)以降にダウンロード可

上記①、②について、紙媒体での配布はしませんので各自で事前に印刷いただくか、タブレット等端末に事前にダウンロードして当日持参ください。資料の入手方法については、6 その他(3)に記載しています。

【第2回】

第1回研修にてお知らせします。

6 その他

(1) 日本語指導に関するアンケートについて

研修内容向上のため、以下のリンクよりアンケートに回答ください。(所要時間5分程度)
なお、自由記述の設問には、児童生徒が特定できる内容にならないよう、個人情報に十分配慮いただきますことを併せてお願いいたします。

リンク：<https://forms.gle/kwhMUUhiocpnw7qeA>

回答期限：令和6年7月5日(金)



(2) 初めて本研修を受講する方へ

本研修会に初めて参加する受講者は、第1回研修までに、動画「日本語指導担当教員と市町村教育委員会の役割」を視聴の上、研修に参加してください。視聴は、その他(3)の方法で行ってください。

(3) 動画視聴及びダウンロードの方法

以下のいずれかの方法で資料をダウンロードしてください。

Plant から

Plant にログインし、本研修ページから各種データにアクセスしてください。

Plant のアカウントをお持ちでない方

義務教育課ホームページからアクセスしてください。

【URL】 <https://gimu.fku.ed.jp>

(福岡県教育庁教育振興部義務教育課各種資料のページ)

【パスワード】 gimu2024



開会行事

[於 第18研修室]

- ・開会のことば
- ・県教育委員会あいさつ

説明

教育庁教育振興部義務教育課 指導主事 古川 啓太

実践発表

○「日本語指導の方法と授業づくり」

福岡県教育庁筑豊教育事務所 指導主事 小林 朋子

講評・講義

○「授業づくり及び支援体制の在り方」

福岡市立百道中学校 指導教諭

日本語サポートセンター コーディネーター 原田 徳子

グループ協議・演習

【その場で悩み解決】
協議で出た疑問や講師に聴いてみたいことがあれば、遠慮なくお聞きください。
即座に講師に質問が届きます！

【アドレス】
<https://forms.gle/6c4qJfR4NinYCMiN6>



I. 自己紹介（一人3分程度）

〈日頃の授業や業務で日本語指導に関して課題と感じていること〉

II. 実践予定の内容についての演習（約15分）

日本語指導教員…授業づくりを中心に

教育委員会所属職員…日本語指導に関する支援についての取組を中心に

III. 演習内容についての交流

※交流中に出てきた疑問は、上のFormからご質問ください。

閉会行事

- ・事務連絡
- ・閉会のことば

■ 研修のまとめについて

右の QR コードより **GoogleForm** にアクセスして
まとめを入力ください。
回答期限は7月15日(月)とします。

【アドレス】

[https://forms.gle/E4z
CETVJ3DLmMeRT9](https://forms.gle/E4zCETVJ3DLmMeRT9)



■ 第2回研修の事前課題について

第1回研修を踏まえて各自が取り組んだ内容についてまとめ、以下のとおり提出してください。

(1) 提出様式

- ・日本語指導担当者及び日本語指導加配教員 (様式1-1) (様式1-2)
- ・教育委員会担当者 (様式2-1) (様式2-2)

(2) 記入上の留意点

- ・実際に取り組んだ内容等を記入してください。ただし、日本語の目標及び本時でおさえた語彙・基本文型が分かるようにまとめてください。
- ・適宜、図表写真等を入れたりしていただいても構いませんが、調査結果や写真等の取扱いに注意を要するものは省くなど、配慮してください。(事前課題は、第2回研修会で全員に配布します。)

(3) 提出方法

- ・電子データ (PDF) にて
(※ファイル名は、「〇〇立〇〇学校 (〇〇教育委員会)・氏名」とする。)

(4) 提出期限

- ・令和6年10月11日(金)

(5) 提出先

・本件担当 福岡県教育庁教育振興部義務教育課指導班 古川 啓太
Email furukawa-k8768@pref.fukuoka.lg.jp

令和6年度日本語指導担当教員等指導力向上研修名簿(学校)

番号	市町村	学校名	氏 名	第18研 座席番号	グループ
1	春日市	春日市立春日野小学校	三重野 暢夫	3	A
2	大野城市	大野城市立大利小学校	原田 美穂	5	B
3	古賀市	古賀市立舞の里小学校	三宅 崇三	7	C
4	新宮町	新宮町立新宮小学校	西山 ゆめ	31	D
5	新宮町	新宮町立新宮東中学校	牧野 知恵子	33	E
6	宗像市	宗像市立日の里東小学校	村里 雅子	35	F
7	福津市	福津市立福間南小学校	染原 有美子	37	G
8	福津市	福津市立福間小学校	中村 玲子	39	H
9	糸島市	糸島市立波多江小学校	北村 麻椰	4	A
10	直方市	直方市立新入小学校	木村 康訓	6	B
11	鞍手町	鞍手町立室木小学校	永田 ゆか	8	C
12	久留米市	久留米市立諏訪中学校	大石 康雅	17	C
13	久留米市	久留米市立金丸小学校	田原 孝一	34	E
14	久留米市	久留米市立金丸小学校	樋口 由香	36	F
15	久留米市	久留米市立金丸小学校	平川 千波	38	G
16	久留米市	久留米市立金丸小学校	高田 都子	40	H
17	久留米市	久留米市立西国分小学校	高柳 光利	13	A
18	久留米市	久留米市立日吉小学校	樋口 奈津子	15	B
19	久留米市	久留米市立荘島小学校	松本 美紀	32	D
20	久留米市	久留米市立江南中学校	村田 和穂	49	H
21	小郡市	小郡市立小郡小学校	久保 裕亮	43	E
22	朝倉市	朝倉市立甘木小学校	井上 順子	45	F
23	八女市	八女市立黒木小学校	川口 輝司子	47	G
24	筑後市	筑後市立羽犬塚小学校	星野 博敏	48	G
25	大牟田市	大牟田市立宅峰中学校	古賀 直美	14	A
26	飯塚市	飯塚市立飯塚鎮西小学校	藪田 佳代	16	B
27	飯塚市	飯塚市立伊岐須小学校	手嶋 展子	18	C
28	田川市	田川市立田川西中学校	伊藤 美紀	42	D
29	苅田町	苅田町立与原小学校	吉武 仁美	44	E
30	豊前市	豊前市立八屋中学校	小下 智子	46	F

令和6年度日本語指導担当教員等指導力向上研修名簿(教育委員会)

番号	教育委員会	職名	氏名	第18研 座席番号	グループ
1	春日市教育委員会	日本語指導コーディネーター	山本 光一	61	I
2	大野城市教育委員会	総括指導主事	山川 周作	62	I
3	古賀市教育委員会	主事	山西 菜穂子	63	J
4	新宮町教育委員会	指導主事	高口 道利	65	K
5	宗像市教育委員会	指導主事	石川 聡	69	M
6	宗像市教育委員会	指導主事	堤 久美	71	I
7	福津市教育委員会	指導主事	鵜口 真規子	64	J
8	糸島市教育委員会	指導主事	野口 順也	73	J
9	直方市教育委員会	指導主事	中島 晋作※第1回	66	K
10	直方市教育委員会	指導主事	大田 雄一※第2回		
11	久留米市教育委員会	指導主事	高部 知子	75	K
12	小郡市教育委員会	指導主事	岡嶋 登	68	L
13	朝倉市教育委員会	参事	松尾 憲雄	77	L
14	八女市教育委員会	指導主事	安達 浩文	70	M
15	筑後市教育委員会	教育指導主事	藤木 雄一郎	79	M
16	田川市教育委員会	企画官	田中 公一朗	72	I
17	飯塚市教育委員会	指導主事	山田 光祐	74	J
18	行橋市教育委員会	主事	高司 芽衣	76	K
19	苅田町教育委員会	指導主事	森 小百合	78	L

令和6年度日本語指導担当教員等指導力向上研修名簿(教育事務所)

番号	教育事務所	職名	氏名	第18研 座席番号
1	福岡教育事務所	指導主事	山田 健司	24
2	北九州教育事務所	指導主事	谷口 誠	26
3	北筑後教育事務所	指導主事	平田 実穂	28
4	南筑後教育事務所	主任指導主事	田原 美佳	53
5	筑豊教育事務所	指導主事	小林 朋子	56
6	京築教育事務所	指導主事	木部 健二	58

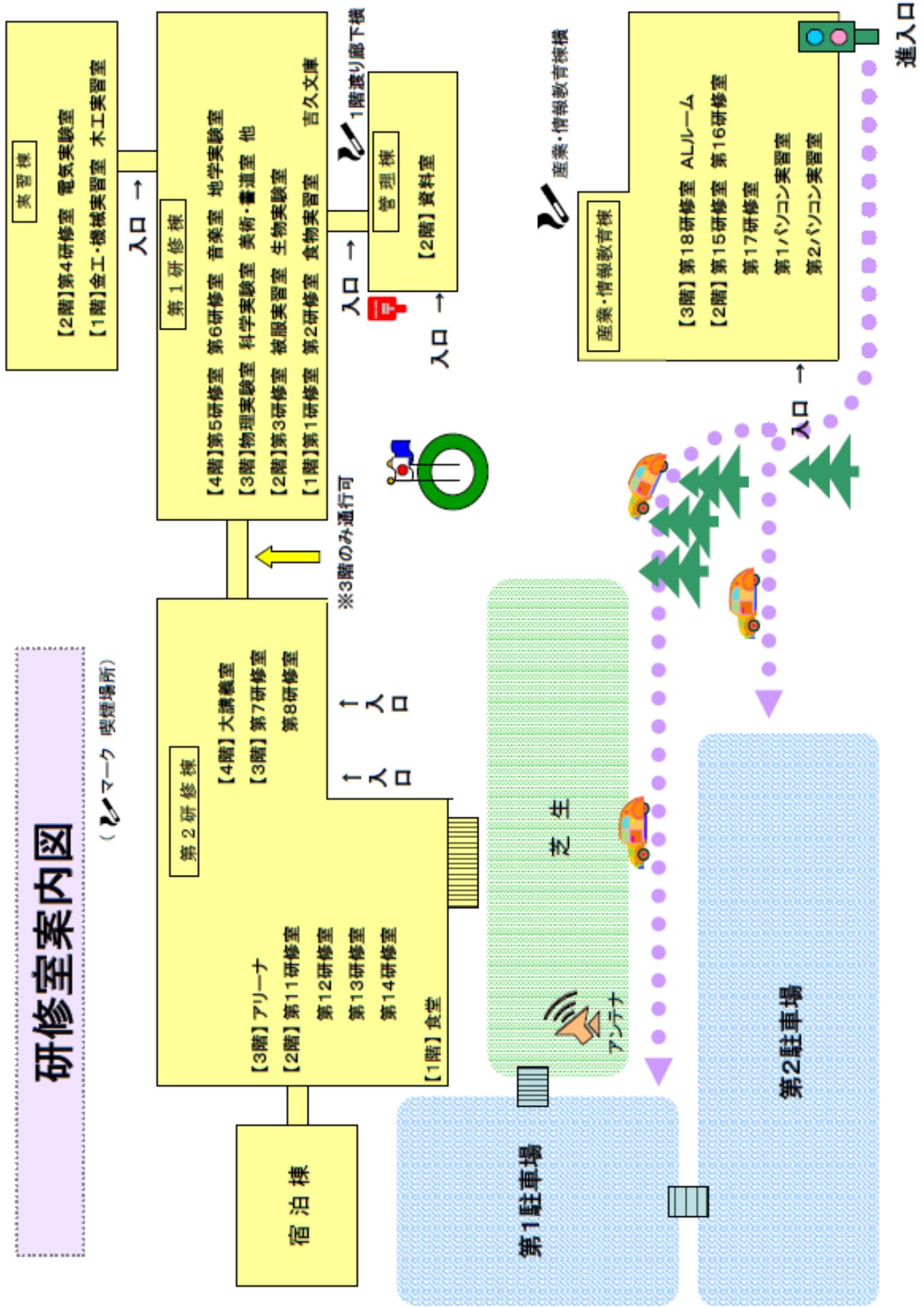
第18研修室 座席番号

		A ~ H		日本語指導担当教員		演 題		講師席	
		I ~ M		市町村教育委員会					
				各教育事務所指導主事					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

■ 指定された番号の席にお座りください。

研修室案内図

(マーク 喫煙場所)



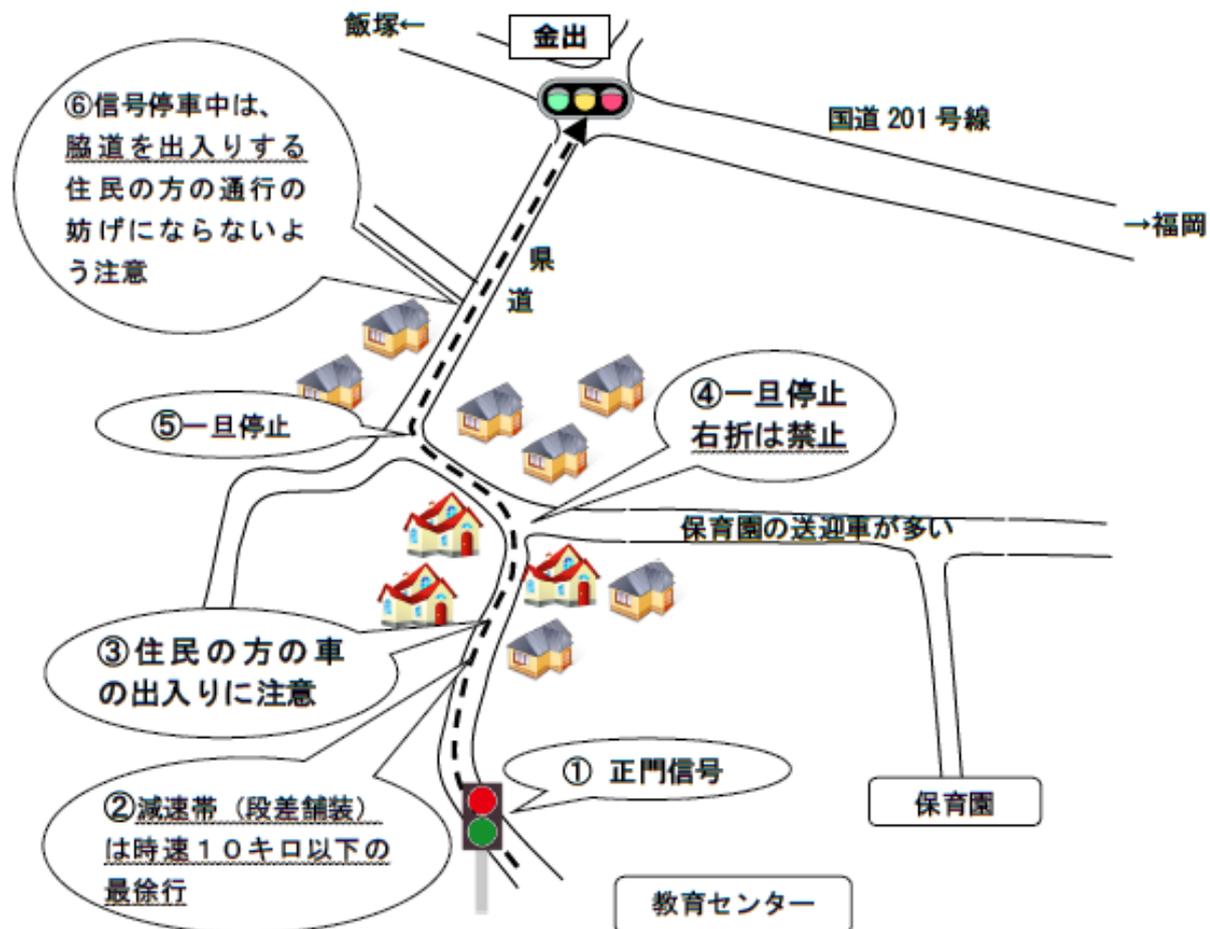
自家用車を御利用の方へ

教育センターから金出交差点までの道路は近隣住民の方の生活道路であり、道幅が大変狭くなっています。

また、付近の道路は、小中学生の通学路であるとともに保育園の送迎に使われる道路でもあります。帰りの時間帯は、子どもたちの下校と保育園の送迎が重なるため、細心の注意が必要です。

教育公務員としての自覚を持ち、次の7点を心がけてください。

- ① センター正門の信号を守ります。
※ただし、センター職員が立って誘導している場合は、その指示に従います。
- ② 坂道は必ず徐行します。特に段差舗装している減速帯の所は、時速10キロ以下の最徐行で通行します。
- ③ 地域住民の車の出し入れを妨げないように、十分注意します。
- ④ 坂道を通行する際には幼児の飛び出しに注意し、下りた所では、必ず一旦停止してから左折します。
- ⑤ 県道との『丁字路』でも、安全確保のため、必ず一旦停止をします。
- ⑥ 金出交差点で信号停車する際には、近隣住民の通行の妨げにならないように、脇道に入る車、脇道から出る車を優先させます。
- ⑦ 運転中の携帯電話の使用は道路交通法により禁止されています。運転中は、携帯電話を使用しないようにします。



福岡県教育センターにおける喫煙に係る取扱いについて

福岡県教育センター

喫煙が及ぼす人体への影響は、喫煙者本人の健康に重大な悪影響を与えるのみならず、非喫煙者における望まない受動喫煙への影響も懸念されます。

福岡県教育センターでは、これまで、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行に伴い、行政機関内は原則敷地内禁煙となったこと、福岡県教育センター（以下「教育センター」という。）機構改革などを踏まえ、敷地内における喫煙については、下記のとおり取り扱います。

記

1 喫煙場所について

管理棟北側の車庫のみ

* 喫煙場所以外での喫煙は禁止します。

* 産業・情報教育棟の機械室裏側は令和5年3月31日をもって廃止しました。

2 勤務時間中禁煙について

通常の勤務時間中については、教育センター敷地内での喫煙を禁止します。

【参考】喫煙ができない具体の時間

8：30～12：00及び13：00～17：15

* 研修等の日程上、例えば、休憩時間が12：30～13：30となった場合などについては、当該時間は喫煙可能。

* 研修等の日程上、勤務時間内に設定されたいわゆるトイレ休憩等の時間（例14：00～14：15など）については喫煙不可。

3 対象

職員・研修員及び研修受講者

* 1については教育センターを利用される全ての皆様